ニ　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

ホ　当該届出を行う者若しくは所得状況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　所得状況届出児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

ト　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。チからヲまでにおいて同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

チ　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

リ　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ヌ　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

ル　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ヲ　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

ワ　当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

六‖　児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　現況届出児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）

ハ　［略］

ニ　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

［ホ・ヘ　略］

五‖　児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

ロ　現況届出児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七の二第一項の措置に係る部分に限る。）

ハ　［同上］

ニ　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

［ホ・ヘ　同上］